

令和3年1月12日

関係各位 御中

京都府商工労働観光部長

**新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における
緊急事態措置について（依頼）**

この間の新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、1月12日の第31回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、国の緊急事態宣言発出後、京都府が速やかに緊急事態措置を講じられるよう、下記のとおり緊急事態措置の内容を決定したところであります。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、緊急事態措置の内容等を周知いただきますようお願いいたします。

なお、国が緊急事態宣言を発出した場合、宣言に基づく要請に応じていただいた事業者の皆様には、「第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仮称）」の支給を予定していますので、お知らせします。

記

1 緊急事態措置

- ▶区域 京都全域
- ▶期間 緊急事態措置を実施すべき期間とされた日の0時～令和3年2月7日（日）24時

(1) 外出の自粛

- ・ 不要不急の外出自粛
- ・ 20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

(2) 催物（イベント等）の開催制限

- ▶イベント等について、以下の要件に沿った開催を要請

| | |
|------|---------------------------------------|
| 人数上限 | 5,000人以下 |
| 収容率 | 屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m） |

※ あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

(3) 施設の使用制限

＜特措法に基づき要請を行う施設＞

| 施設の種類 | 内訳 | 要請内容 |
|-------|---------------------------------------|--|
| 飲食店 | 飲食店（居酒屋を含む） 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） | ・営業時間短縮（5時～20時）を要請 ・ただし、酒類の提供は11時～19時 |
| 遊興施設等 | バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 | |

※ 上記要請に応じていただいた店舗には、1店舗当たり、時短要請に応じた1日当たり6万円（定休日を除く）を予定しています。

※ なお、緊急事態措置に基づく要請が発出されれば、「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の対象期間は、「令和3年1月12日（火）～2月7日（日）」から「令和3年1月12日（火）～緊急事態措置を実施すべき期間の前日」に変更されますので、ご承知おきください。 詳細については、現在、制度設計中でございますので、決まり次第、京都府ホームページ等でお知らせいたします。

＜参考＞ 「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（下線部分が変更箇所）

- (1) 店舗への支給額
1店舗当たり、時短要請に応じた1日あたり4万円（定休日等の店休日を除く）
- (2) 条件
下記全てを満たす店舗

- ① 京都市内における接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等の対象施設を営む
中小企業・団体及び個人事業主
- ② ガイドライン推進京都会議のステッカーを掲示していること又は業種別ガイド
ライン等を遵守していること
- ③ 時短要請の延長以前（令和3年1月8日（金））から営業していること
※ 営業時間が午後9時までの店舗は対象外となります。
- ④ 時短要請を延長した全ての期間（令和3年1月12日（火）～~~2月7日（日）~~**緊急
事態措置を実施すべき期間の前日**）、定休日等の店休日を除く、全ての営業日に
おいて連続して時短要請に応じること

<特措法によらない働きかけを行う施設>

| 対象施設 | 協力依頼内容 |
|---|---|
| 運動施設、遊技場 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 集会場又は公会堂、展示場 博物館、美術館又は図書館 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） | 以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限 5,000人、かつ、収容率50%とすること |
| 遊興施設※ 物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需 物資を除く） サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需 サービスを除く） | 以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 |

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要
請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる
施設は要請・協力依頼の対象外

（４）職場への出勤等

▶テレワークの徹底等を要請

- ・出勤者数の7割削減を目指すこと
- ・ローテーション勤務、時差出勤等を推進すること
- ・週休の分散化、休暇取得等により密を避けること
- ・原則として、20時以降の勤務を抑制すること

<問い合わせ先>

- ▶緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター 075-414-5907
平日9時～17時
- ▶新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について
協力金コールセンター 075-365-7780
9時30分～17時30分（日曜日・祝日除く）